

第2回豊島廃棄物等技術委員会暫定措置分科会議事録

日時：平成13年8月29日（水）13:05～15:15

場所：京都ガーデンパレス

1 開 会

出席委員

武田分科会長

岡市委員

河原委員

堺委員

中杉委員

門谷委員

横瀬委員

○ 傍聴人の意見

- ・公害等調整委員会の佐藤専門委員の意見はなかった。
- ・直島町の意見はなかった。
- ・豊島住民（安岐氏）から次のとおり意見があった。

「西海岸は、海面下まで掘削した後に水が溜まっているが、この水が廃棄物層からの浸出水であって、汚染されていれば、土壌の2次汚染に繋がるのではないか。このことについて、豊島廃棄物等技術委員会に御意見をお聞きしたい。」

このことについては、関連する議題の中で協議を行うこととした。

2 暫定措置分科会関連の審議・報告事項

① 高度排水処理施設の整備に係る技術要件について（審議）

次の事項を検討、修正することを条件として、基本的に了承された。また、今後の発注スケジュール案についても了承された。

【修正・検討事項】

・「硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素」の計画原水水質の性能保証の対象となる性状及び放流水の水質の管理基準値がともに100mg/lとなっており、企業に対応が不要との印象を抱かせる可能性があること、また、生活環境項目に窒素含有量の項目（上限400mg/l）があり、この条件を満たせば十分であると判断できることから、この項目を表中から削除することとなった。

・防水工事の水張テストに使用する水を雨水としているが、特に雨水の性状を考慮したテストを行うことではないことから、テストで使用してはならない海水を明記する「海水以外の水」という表現に改めることとした。

・故障時、補修時について、運転再開後の生物処理など安定的な処理が出来るよう考慮した設計等を行うよう企業に求める表現を総括的な項目の欄に記載すること。

・発生する汚泥の含水率について、70%以下に濃縮・脱水することとなっているが、この条件

を満足するには、高価な設備が必要となり、高度排水処理施設のシステムの中で実施することについて、技術面、経済性などを勘案しながら、再度検討することとした。(確定を保留)
なお、この点については、県の考え方を整理して、再度、個別に各委員に相談のうえ了承を得ること。

・「型枠および支保工事」で使用するスペーサーは、海岸部では鉄製は腐食する可能性が高いことから使用しないこととし、「鉄製」の表現は、削除すること。

・停電時における電力供給については、中間保管梱包施設、特殊前処理物処理施設を含めた西海岸の施設全体を考慮して検討すること。

② 作業環境測定結果等について（報告）

次のとおり説明を行い、了承された。

・ガス検知管及びガス検知機の調査結果については、いずれの項目もマニュアルにおいて定められた基準値を下回っていた。

・現場作業員の個人暴露量調査結果については、今後、健康診断結果とも併せ、産業医からの指導により、評価を行うこととする。

・北海岸揚水トレンチマンホール内ガス調査結果については、アンモニア等の悪臭物質がわずかに検出されたもののいずれの項目もマニュアルにおいて定められた基準値を下回っていた。

なお、現場作業員には、マンホール内での作業開始時には、必ずガス検知管等で確認することを再度、周知徹底することとする。

・作業環境モニタリング調査結果については、いずれの項目もマニュアルにおいて定められた基準値を下回っていた。

③ 暫定的な環境保全措置工事に係る健康診断結果について（報告）

現場で作業に従事する者 35 名の健康診断結果について、対象物質に強く暴露したと思われる者はなかった旨の説明を行い、了承された。

なお、委員から「悪臭については、基準をクリアーしているかどうかというよりは、悪臭発生時に、気分を悪くした者等への処置をどうするのかを考えておく必要がある。」との意見があった。

④ 掘り出されたドラム缶の保管等について（報告）

掘り出されたドラム缶について、内容物の分析結果や消防当局が着火試験を行った結果、内容物は危険物に該当しないことが判明したこと、また、保管にあたっては関係者以外の立入禁止措置を行うことなどの指導事項があった旨を報告し、了承された。

⑤ 掘削完了判定結果等について（報告）

土壌サンプリングを行った 10 地点について判定試験を実施し、砒素、フッ素が土壌環境基準を超過していた地点（各々 1 地点）については、岩盤まで掘削を行った旨報告し、了承された。

また、冒頭での豊島住民からの発言に関して、現在の揚水と浸出水の状況を説明した。このなかで、水が溜った地点の掘削完了判定方法については、今後、検討することとなった。また、委員から「埋め戻した後の浸出水について、揚水等の方法で処理する必要性があり、方法については更に検討する必要性がある。」との意見があった。

⑥ 地下水調査結果について（報告）

環境計測における地下水調査結果について、A 3、F 1 地点の経年変化は特にない旨を説明し、了承された。また、西海岸の地下水調査結果については、六価クロム、ジクロロメタン等 6 項目について地下水の環境基準を超過している旨報告したところ、委員から「西海岸のボーリング調査地点（A+25, 4+25）について、ダイオキシンを測定する必要がある。

また、A+25, 4+25 地点の塩素イオン濃度が高く、海水の影響が考えられるが、VOCは蓄積性ではないので、特段の問題はないのではないか。

なお、孔口から 3m の地点で揚水し、水質調査しているとの説明だが、塩素イオン濃度だけでは、海との関係を判断できないので、他の項目についても調査をしておく必要がある。」との意見があった。

⑦ 浸透トレンチの状況について（報告）

3 基設置している浸透トレンチについて、西海岸側の浸出水を還流しているトレンチ（南）については、浸透機能が停止した。トレンチ（東）については、機能が半分程度に落ちている。濁った水を還流したことが原因と考えている。

また、北海岸側の浸出水を還流しているトレンチ（北）は正常に機能している。トレンチ（南）及び（西）については、機能回復の方法を検討している旨の説明を行い、了承された。

なお、委員からは、「浸透トレンチの目詰まりを防ぐため、少しずつ揚水するなど、方法を工夫する必要がある。」との意見があった。

3 配布資料の取扱について

次の取扱いとすることで了承された。

- ・高度排水処理施設の発注スケジュール（案）：非公開・委員限り
- ・高度排水処理施設の整備に係る技術要件：修正後に公開
- ・その他の資料：公開

○傍聴人の意見

- ・豊島住民（中地氏）から、次のとおり意見があった。

「高度排水処理施設の技術要件について、計測制御装置の項目において、直島に転送する処理水のデータを公開する旨を盛込む必要があるのではないか。また、浸出水の状況や土壌の汚染状況について、確認する必要があるのではないか。」

これに対し豊島廃棄物等技術委員会から次のとおり回答を行った。

「基本的に各種データは公開することになっている。技術要件は企業に示す発注仕様書のベースになる資料であり、その中で特にデータの公開を入れる必要はないのではないか。また、西海岸側の地下水の状況を把握する必要があるものと考えており、県と対応を協議したい。」

- ・直島町及び公害等調整委員会の意見はなかった。